

掲載内容

第1章

消防用設備等の設置の義務付け

- 1 設置の義務付けに係る基本法令
- 2 市町村条例による付加規定
- 3 特殊消防用設備等
- 4 消防用設備等の種類
- 5 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

第2章

防火対象物のとらえ方

- 1 防火対象物の定義
 - 1-1 消防法で定義される防火対象物
 - 1-2 消防法施行令で定義される防火対象物
- 2 防火対象物の単位
 - 2-1 消防用設備等の設置単位
 - 2-2 渡り廊下等により接続されている建築物
 - 2-3 別棟として取り扱うことができる場合
 - 2-4 令8区画によるみなし防火対象物
 - 2-5 令9条による複合用途防火対象物のみなし防火対象物
 - 2-6 令9条の2による地下街との接続
 - 2-7 同一の敷地
 - 2-8 規12条の2の構造(火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造)
 - 2-9 規則13条区画
 - 2-10 特定共同住宅等の区画
- 3 防火対象物の用途
 - 3-1 防火対象物の用途区分(令別表第1)
 - 3-2 令別表第1の備考
 - 3-3 主用途と従属用途
- 4 その他
 - 4-1 建築物に係る面積、高さ等の算定方法
 - 4-2 消防法において引用される建築基準法令の用語
 - 4-3 消防用設備等の設置緩和

第3章

主たる用途別の消防設備設置基準

「消防設備設置基準一覧表」の見方・扱い方

- 1 劇場・映画館・演芸場又は観覧場
- 2 公会堂・集会場
- 3 キャバレー・カフェ・ナイトクラブ等
- 4 遊技場・ダンスホール
- 5 性風俗関連特殊営業を営む店舗等
- 6 カラオケボックス等
- 7 待合・料理店等
- 8 飲食店
- 9 百貨店・マーケット等
- 10 旅館・ホテル・宿泊所等
- 11 寄宿舎・下宿・共同住宅
- 12 特定共同住宅等
- 13 病院・診療所・助産所
- 14 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等
- 15 老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム・老人福祉センター等
- 16 幼稚園・特別支援学校
- 17 小学校・中学校・高等学校等
- 18 図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの
- 19 公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場その他これらに類するもの
- 20 令別表第1(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
- 21 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)
- 22 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 23 工場又は作業場
- 24 映画スタジオ又はテレビスタジオ
- 25 自動車車庫又は駐車場
- 26 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
- 27 倉庫
- 28 令別表第1(1)項イから(14)項までに該当しない事業場
- 29 特定複合用途防火対象物
- 30 複合型居住施設
- 31 非特定複合用途防火対象物
- 32 地下街
- 33 準地下街
- 34 重要文化財等
- 35 延長50m以上のアーケード
- 36 市町村長の指定する山林
- 37 舟車
- 38 住宅の用に供される防火対象物

第4章

部分の用途に着目した消防設備設置基準

- 1 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの又は部分
 - 1-1 少量危険物の定義
 - 1-2 設置が義務付けられる消防用設備等
- 2 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの又は部分
 - 2-1 指定可燃物の定義
 - 2-2 設置が義務付けられる消防用設備等
- 3 屋上部分で航空機等の発着の用に供される部分
 - 3-1 回転翼航空機又は垂直離着陸航空機の発着の用に供されるものの定義
 - 3-2 設置が義務付けられる消防用設備等
 - 3-3 ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の特例
- 4 道路の用に供される部分
 - 4-1 道路の用に供される部分の定義
 - 4-2 設置が義務付けられる消防用設備等
 - 4-3 道路の用に供されている部分に係る基準の特例
- 5 自動車の修理等に供される部分
 - 5-1 自動車の修理等に供される部分の定義
 - 5-2 設置が義務付けられる消防用設備等
- 6 駐車場の用に供される部分
 - 6-1 駐車場の用に供される部分の定義
 - 6-2 設置が義務付けられる消防用設備等
- 7 電気設備が設置されている部分
 - 7-1 電気設備が設置されている部分の定義
 - 7-2 設置が義務付けられる消防用設備等
 - 7-3 設置の緩和
- 8 鍛造場等多量の火気を使用する部分
 - 8-1 鍛造場等多量の火気を使用する部分の定義
 - 8-2 設置が義務付けられる消防用設備等
 - 8-3 設置の緩和
- 9 通信機器室
 - 9-1 通信機器室の定義
 - 9-2 設置が義務付けられる消防用設備等
- 10 冷凍室・冷蔵室
 - 10-1 冷凍室・冷蔵室の定義
 - 10-2 設置が義務付けられる消防用設備等
- 11 大規模・高層建築物等の総合操作盤
 - 11-1 総合操作盤の定義
 - 11-2 消防用設備等に係る操作盤を設ける防火対象物の要件

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

用途区分

設置基準

緩和措置

付加基準

を一冊に集約!



用途別

消防設備設置基準

編集 消防設備設置基準研究会

- ◆難しい用途区分をわかりやすく解説!
判断に迷いやすい防火対象物の用途区分について、わかりやすく解説しています。
- ◆表形式でコンパクトに提示!
消防用設備等の設置基準について、防火対象物の用途ごとに表形式でまとめています。
- ◆緩和措置や付加基準もカバー!
法令に基づく緩和措置や、条例において付加される基準の一例として「東京都火災予防条例」の内容を盛り込んでいます。

B5判・総頁276頁
本体価格 3,500円+税
送料実費

電子書籍版も発売!!

本

webショップからお申し込みいただけます。

新日本法規 Web で 検索

<http://www.sn-hoki.co.jp/shop/>

電子書籍版

eBOOKSTOREからお申し込みいただけます。

新日本法規 ebook で 検索

<http://ebook.e-hoki.com/>

〔電子書籍版〕
本体価格 2,800円+税

新日本法規出版 電子書籍コンテンツ
eBOOKSTORE



(スマートフォン対応)

※iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。

※パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

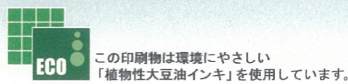
0120-089-339 受付時間/B:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2017.2) 509621



おかげさまで70年 新日本法規出版

公式Facebookページ 法律出版社ならではの情報を発信

第3章 主たる用途別の消防設備設置基準

13 病院・診療所・助産所

関係条文：令別表第1(6)項イ

Table with 2 columns: 用途の定義, 共通する内容. Rows include 病院, 診療所, 助産所.

第3章 主たる用途別の消防設備設置基準

同期間の診療実日数で除した値)が1未満である場合は、「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱うことができる(平27・3・27消防130)。

用途判定の行政実例等

- 同一敷地内に有床病棟と無床病棟が存する場合の扱い(平28・3・31消防100)
○ 同一敷地内に令別表第1(6)項イ(1)に掲げる病院の用に供される建物が複数存しており、その中に病床を有さない建物(いわゆる「外来棟」)が独立した棟としてある場合、当該外来棟に対する消防用設備等に係る規定の適用に当たっては、令32条を適用して同表(6)項イ(4)に掲げる防火対象物に準じた取り扱いをしてよいか。
☒ 差し支えない。

消防設備設置基準一覧表

Table with 5 columns: 消防用設備等の区分, 消防法施行令による基準, 関係条文, 設置基準の緩和, 東京都火災予防条例による付加基準.

第3章 主たる用途別の消防設備設置基準

15 老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム・老人福祉センター等

関係条文：令別表第1(6)項ハ

Table with 2 columns: 用途の定義, 共通する内容. Rows include 老人デイサービスセンター等, 老人福祉センター.

第3章 主たる用途別の消防設備設置基準

消防設備設置基準一覧表

Table with 5 columns: 消防用設備等の区分, 消防法施行令による基準, 関係条文, 設置基準の緩和, 東京都火災予防条例による付加基準.

第4章 部分の用途に着目した消防設備設置基準

2 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの又は部分

防火対象物又はその部分において、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、当該貯蔵し、又は取り扱うもの又は部分に着目して、消防用設備等の設置が義務付けられる。

2-1 指定可燃物の定義

指定可燃物とは、危令別表第4の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものとされている。

Table with 3 columns: 品名, 数量, 具体的な品名. Rows include 綿花類, 木毛及びかんなくず, ほろ及び紙くず, 糸類, わら類, 再生資源燃料, 可燃性固体類.

第4章 部分の用途に着目した消防設備設置基準

Table with 3 columns: 品名, 数量, 具体的な品名. Rows include 木材加工品及び木くず, 合成樹脂類(注), 発泡させたもの, その他のもの.

(注) 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂及び合成樹脂くず(不燃性又は難燃性でないゴム製を含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びに...

2-2 設置が義務付けられる消防用設備等

(1) 設置義務
令別表第1に掲げる建築物その他の工作物で、指定消防用設備等の設置が義務付けられる。

Table with 2 columns: 消防用設備等, 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの又は部分.

第4章 部分の用途に着目した消防設備設置基準

指定可燃物の種別

Table with 2 columns: 指定可燃物の種別, 消防用設備等の種類. Rows include 綿花類, 木毛及びかんなくず, ほろ及び紙くず, 糸類, わら類, 再生資源燃料, 合成樹脂類, 可燃性液体類, 可燃性固体類, 合成樹脂類, 木材加工品及び木くず.

<参考> 東京都火災予防条例
指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所等について付加しているものは、次のとおりである。

Table with 2 columns: 消防用設備等の種類, 指定可燃物の種別等. Rows include 消火器具, 大型消火器, 屋内消火栓設備, スプリンクラー設備, 水噴霧消火設備, 泡消火設備, 不活性ガス消火設備, ハロゲン化物消火設備.